

令和3年度第2回三次市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和3年5月6日（月）午後1時30分から午後3時30分
2. 開催場所 三次市役所 6階 601, 602 会議室
3. 出席委員(19人)

| | | | |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1番 有重 貢 | 2番 池本 秀雄 | 3番 上田 憲昭 | 4番 大前 万寿美 |
| 5番 加藤 好隆 | 6番 河本 研二 | 7番 木原 孝行 | 8番 寺重 茂晴 |
| 9番 橋本 正二 | 10番 橋本 洋資 | 11番 林 敏明 | 12番 平尾 敏之 |
| 13番 廣瀬 勝秀 | 14番 福田 博之 | 15番 松山 和登 | 16番 箕田 英紀 |
| 17番 向井 泰治 | 18番 横田 和彦 | 19番 吉森 法和 | |

4. 欠席委員(0人)

5. 議事日程

- 報告第5号 利用権の終了（農用地利用集積計画）
- 報告第6号 農地法第3条の3（相続等による権利移動）
- 報告第7号 非農地証明願承認
- 議案第8号 農地法第3条
- 議案第9号 農地法第4条第1項
- 議案第10号 農地法第5条第1項
- 議案第11号 農用地利用集積計画
- 議案第12号 「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」
及び「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」

6. 農業委員会事務局職員

中廣事務局長 上岡係長 森井主査

7. 会議の概要

局長 令和3年春の叙勲が4月29日付で発表されました。

ご承知だとは思いますが橋本会長がこの度春の叙勲で旭日単光章を受賞されました。

この旭日章といいますのが社会の様々な分野において功績をあげられた方を表彰するものでございまして、橋本会長におかれましては農業分野において地域農業の維持発展、活性化にご尽力をされ、農業委員といたしましては昭和50年1月に作木村の農業委員会委員に就任され、現在まで45年間にわたり農業委員を務めておられます。

こうした功績によりこの度旭日単光章を受賞されましたことを農業委員の皆様にご報告をさせていただきます。

（拍手）

引き続きご尽力いただきますようよろしくお願いいたします。

開会に先立ちまして橋本会長よりご挨拶をいただきます。

（橋本会長あいさつ）

局長 それでは今後の進行につきましては橋本会長よりよろしくお願いいたします。

議長 それでは規定により私が議長を務めさせていただきます。

本日の出席委員数をご報告いたします。

本日の出席委員は19人であります。

本日の議事録署名者に寺重委員、平尾委員を指名いたしますのでよろしくお願いたします。

それでは令和3年度第2回三次市農業委員会総会を開会します。

本日の日程について事務局から説明を求めます。

局長 本日の議事日程についてご説明いたします。

報告案件が報告第5号から報告第7号までの3件、議案が議案第8号から12号までの5議案です。

慎重にご審議のうえご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

議長 議事日程に従い報告第5号から報告第7号について事務局から順次説明を求めます。

局長 報告第5号、利用権の終了について、4月12日までに利用権設定の解約の申し出がありました16件を報告します。

詳細内容は議案書1ページから9ページまでをご確認ください。

続いて報告第6号、農地法第3条の3（相続等による権利移動）についてご報告いたします。

4月12日までに相続等による所有権の移転の届け出がありました13件を報告します。

議案書10ページから16ページをご確認ください。

続いて報告第7号、非農地証明願承認について2件報告いたします。

申請番号36、非農地となった理由は平成3年に住宅を建築し、住宅宅地への侵入路として利用し現在に至っています。

申請番号37、非農地となった理由は昭和62年頃には宅地の庭敷となり現在に至っています。

報告については以上になります。

議長 報告第5号から第7号まで報告いたしました。何か質問はございますか。

全委員 （質疑なし）

議長 それでは議案第8号、農地法第3条について事務局から説明を求めます。

事務局 議案書の差し替え及び訂正をお願いいたします。

お手持ちのページ23から24ページを差し替えをお願いいたします。

また、議案書18ページの申請番号9、所有権移転その他がありますがこちらは無償となります。

22ページ申請番号21の譲渡人と譲受人の申請事由が逆転しておりますのでご訂正をお願いいたします。

議長 改めて議案第8号、農地法第3条申請について事務局から順次説明を求めます。

局長 議案第8号、農地法第3条の規定による許可申請について7件ご説明申し上げます。

ご承認頂きますようよろしくお願いいたします。

申請番号8、譲受人が●●●●さんで経営面積が34,889㎡です。

本件は別紙農地法第3条調査書の通り許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 地元委員の意見ありませんか

委員 この件で●●●●さんは体調のこともあり農業経営を縮小されることを考えておられ、少しずつ農地を手放されています。

申請地も譲受人の●●●●さんや営農組合の方に以前より耕作委託していた土地です。

今回、委託していた●●●●さんをお願いすることにされました。

●●●●さんは地域でも農地を借り受けて農業をされています。

今まで通りこの土地を管理されるということでした。

審議のほどお願いいたします。

議長 これに対し異議ありませんか。

異議ない方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議長 異議なしと認め申請番号8を決めます。

続いて申請番号9, 申請番号10, 申請番号11は関連がありますので、あわせて議案としたいと思います。

事務局から一括して説明してください。

局長 申請番号9, 申請番号10, 申請番号11の譲受人が●●●●さんで経営面積が638㎡です。

本3件は別紙農地法, 第3条調査書通り許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 地元委員の意見ありませんか。

委員 申請番号9, 申請地は●●●●さん所有の畑の隣地です。

●●●●さんは高齢であり自宅からも遠いとのことで●●●●さんとの話がまとまりました。

申請番号10, 申請地は●●の街の北側の山裾で, ●●●●さんの土地に近く譲渡することになりました。

申請番号11, 権利取得後も譲受人が畑として農地を守って頂ければということで売買に踏み切られたと聞いております。

3件とも効率的な利用が認められると考えておりますので, ご審議の方よろしく願います。

議長 これに対して異議ありませんか。

異議ない方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議長 異議なしと認め申請番号9, 申請番号10, 申請番号11を決めます。

続いて申請番号12の説明を求めます。

局長 申請番号12, 譲受人が●●●●さんで経営面積が6,124㎡です。
本件は別紙農地法第3条調査書通り許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 地元委員の意見はございませんか。

委員 譲受人の●●●●さんは十数年前より耕作放棄となっていた申請地へ、地元の要望もありブドウ等を栽培しておられます。

近年はブドウをブランド化し直販にも積極的に取り組まれており、自己の所有地はすべて管理されています。

譲渡人の●●●●さんは遠方に住んでおられ、耕作が困難なため●●●●さんに管理を任せておられましたが、譲渡人の●●●●さんの土地をすべて●●●●さんに譲渡することに話がまとまりました。

現在、申請地は●●●●さんが管理をされています。

特に問題はないと思います。

議長 これに対して異議ありませんか。
異議ない方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議長 異議なしと認め申請番号12を決します。
続いて申請番号14の説明を求めます。

局長 申請番号14, 譲受人が●●●●さんで、経営面積が2,607㎡です。
本件は別紙農地法第3条調査書通り許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 地元委員の意見はございませんか。

委員 譲渡人の●●●●さんは当申請地から離れたところに居住しておられ農地管理が難しく、譲受人の●●●●さんは自宅の周辺に申請地があることから双方の希望が合致し申請に至りました。

申請地は野菜、果樹等を植えられて適切に管理されると思われま。

周辺農地はすべて耕作されており支障はないものと思われま。

審議のほどよろしくをお願いします。

議長 これに対して異議ありませんか。
異議ない方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議長 異議なしと認め申請番号14を決します。
続いて申請番号15の説明を求めます。

局長 申請番号15, 譲受人が●●●●さんで新規就農です。
本件は4月第1回総会で決議された1アールの別段の面積の設定を受けたものであり

ます。

本件は、別紙、農地法第3条調査書の通り許可要件のすべてを満たしているものと考えます。

議 長 地元委員の意見はございませんか。

委 員 譲受人●●●●さんは空き家バンク制度を利用して家と農地を取得されるものです。農業の経験がないため、これからの営農計画や周辺農地、地域との調和について、地元で農業の指導をされています●●●●さん、譲受人、地元委員で、令和3年5月3日に現地で話し合いを行いました。
周辺へのご迷惑をかけないとの約束を頂いております。
よろしくお願いいたします

議 長 これに対して異議ありませんか。
異議ない方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議 長 異議なしと認め申請番号15を決します。
続いて、申請番号16の説明を求めます。

局 長 申請番号16、譲受人が●●●●さんで、経営面積が11,298㎡です。
本件は別紙農地法第3条調査書通り、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長 地元委員の意見はございませんか。

委 員 4月23日に現地の調査確認を致しました。
場所は国道54号の両サイドに位置します。
譲渡人の●●●●さんは農業の後継者がおられないということで、近所の譲受人の●●●●さんに持込んだところ快諾されたということです。
審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 これに対して異議ありませんか。
異議ない方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議 長 異議なしと認め申請番号16を決します。
続いて申請番号17は取下げとなっております。
申請番号18と19は関連がありますので一括して議案説明をお願いいたします。

局 長 申請番号18と申請番号19は農地の交換を目的とした申請で、申請番号18は譲受人が●●●●さんで経営面積は28,420㎡です。
続いて申請番号19は譲受人が●●●●さんで経営面積が3,139㎡です。
本件は別紙農地法、第3条調査書通り許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長 地元委員の意見はございませんか。

委 員 申請地は譲渡人、譲受人の双方がそれぞれ所有する農地が、自己所有地の隣接地になっており、今後の管理の利便性を考慮し、お互いに所有権移転を希望されております。

当事者の●●●●さんは、以前から両方の農地を耕作されており、周辺の家にも支障を生じる恐れはありません。

よろしく申し上げます。

議 長 これに対して異議ありませんか。
異議ない方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議 長 異議なしと認め申請番号18, 19を決めます。
続いて申請番号20の説明を求めます。

局 長 申請番号20, 譲受人が●●●●さんで経営面積が9,910.55㎡です。
本件は別紙農地法第3条調査書通り, 許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長 地元委員の意見はございませんか。

1 2 番 本件は実際耕作されていますのは譲受人である●●●●さんの夫で、十数年前から同居され耕作をしておられます。

遠隔地の一部を除いてはすべて耕作されており、周辺の農地あるいは支障となる事項は一切ございません。

よろしくご審議お願い申し上げます。

議 長 これに対して異議ありませんか。
異議ない方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議 長 異議なしと認め申請番号20を決めます。
続いて申請番号21の説明を求めます。

局 長 申請番号21, 譲受人が●●●●さんで新規就農です。
本件は別紙農地法第3条調査書通り, 許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長 地元委員の意見については私の方から説明します。

●●●●さんは新規就農で●●にお住まいです。

取得後は空き家バンクで求められた家に住み、申請地で果樹、野菜、水稻などに組みたいと考えておられます。

本件の権利取得によって周辺の農地に支障はないと考えております。

よろしく願いいたします。

議 長 これに対し異議ありませんか。
異議ない方は挙手をお願いいたします。

全委員 (全員挙手)

議 長 異議なしと認め申請番号21を決します。
続いて申請番号22の説明を求めます。

局 長 申請番号22, 譲受人が●●●●さんで新規就農です。
本件は別紙農地法, 第3条調査書の通り許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長 地元委員の意見はございませんか。

4 番 ●●●●さんは, 空き家バンクの購入条件が家と土地のセット購入が条件で, 双方を購入されたものです。

譲渡人の●●●●さんの土地は地域と営農組合の方が耕作されておりました。

譲受人の●●●●さんは新規営農です。

●●●●さんは地域の方に営農指導を受けながら徐々に農機具を揃えていくということでした。

しばらくは地域営農の方に農地を管理していただきながら徐々に習得されるお話でしたので支障はないと思います。

審議よろしくをお願いいたします。

議 長 これに対して異議ありませんか。
異議ない方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議 長 異議なしと認め申請番号22を決します。
続いて申請番号23の説明を求めます。

局 長 申請番号23, 譲受人が●●●●さんで新規就農です。
本件は別紙農地法, 第3条調査書通り許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長 地元委員の意見はございませんか。

委 員 申請番号23と24を一括させて頂きたいと思います。
譲受人は●●●●さんで, 譲渡人は●●●●さんと●●●●さんです。

この土地は3年前まで耕作されていた譲渡人の弟さんが亡くなられ, その後農業公社が耕作しておりました。

空き家バンクに申請され, 農地を現状維持で譲渡する条件で十数組と相談をされました。

●●●●さんは●●から家族10人で農業を目的に来られました。

作物は水の便の良いところは水稻, 水の便の悪いところには陸稲を植え, 畑につきましてはハウレンソウ, 芋を, 果樹園には栗, 柿, 銀杏などを植え販売していきたい

とのことです。

ハウスを建てられ農機具については随時購入予定で現状は耕運機等で耕しておられます。今後この農地は適切に管理されると思っております。

新規就農者です。よろしく審議お願いします。

議 長 これに対して異議ありませんか。
異議ない方は挙手をお願いします。

全委員 （全員挙手）

議 長 異議なしと認め申請番号23, 24を決します。
続いて申請番号25の説明を求めます。

局 長 申請番号25, 譲受人が●●●●さんで経営面積は10,265.75㎡です。
本件は別紙農地法第3条調査書の通り, 許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長 地元委員の意見はございませんか。

委 員 譲渡人の●●●●さんは高齢になられ管理が難しくなり, 譲受人の●●●●さんは申請地に近く農地の耕作管理もしやすいことから所有権の移転をされます。
譲受人の農地はすべて適切に管理されております。
周辺農地はすべて耕作されており支障ないものと思われまます。
審議のほどよろしくお願いします。

議 長 これに対して異議ありませんか。
異議ない方は挙手をお願いします。

全委員 （全員挙手）

議 長 異議なしと認め申請番号25を決します。
議案第8号, 農地法第3条については申請番号17を取り下げ, 申請番号8から申請番号16まで, 申請番号18から申請番号25までを異議なしと決します。
続いて議案第9号農地法第4条第1項について事務局から順次説明を求めます。

局 長 差替えの24ページ議案第9号, 農地法第4条第1項の規定による許可申請について4件ご説明申し上げます。
申請番号9, 申請人が●●●●さんで墓地の整備です。
農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第二種農地と判断されます。
農振農用地区除外地域です。
墓地埋葬許可見込みです。

議 長 地元委員の意見ありませんか。

委 員 ●●●●さんの今現在の墓所は共同の墓所が高いところにありまして, 墓参りが高齢になられ難儀であり, 自宅前の田んぼの一部を墓地として利用したいと利便を考え

ておられます。

雨水等については自然流下であり周辺農地への影響がないと考えられます。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 これに対して異議ありませんか。
異議ない方は挙手をお願いいたします。

全委員 (全員挙手)

議 長 異議なしと認め申請番号9を決します。
続いて申請番号10の説明を求めます。

局 長 申請番号10, 申請人が●●●●さん, 内容は宅地拡張です。
申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。

議 長 地元委員の意見ありませんか。

委 員 住宅建築に併せて当農地も農地転用の申請をされましたが, この農地が第四期の中山間の交付対象地区に該当していたため, 4期期間が終了して申請されたものです。
すでに庭地として適用されておりまして始末書を添付されています。
周辺農地への支障ありません。
よろしくお願いいたします。

議 長 これに対して異議ありませんか。
異議ない方は挙手をお願いいたします。

全委員 (全員挙手)

議 長 異議なしと認め申請番号10を決します。
続いて申請番号11の説明を求めます。

局 長 申請番号11, 申請は●●●●さん。
内容は墓地の整理です。
申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。
墓地埋葬許可予定です。

議 長 地元委員の意見ありませんか。

委 員 本件は4月23日地元委員と現地確認を行いました。
申請地は写真の通り墓地が形成されています。
申請人の父が平成26年に作られ, 令和元年に亡くなられ, 申請人の息子さんが名義変更を申請したところ, 無断転用が発覚し今回申請されました。
従来の墓地は遠隔地にあり墓をイノシシが倒して困り, 自宅近くの畑に移設したく申請されました。

墓の両サイドは●●●●さんの農地で、他に影響もなく迷惑がかかる心配はありません。また、始末書を添付されております。
申請者さんも反省されております。
審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 これに対して異議ありませんか。
異議ない方は挙手をお願いいたします。

全委員 （全員挙手）

議 長 異議なしと認め申請番号11を決します。
続いて申請番号12の説明を求めます。

局 長 申請番号12、申請人が●●●●さん、内容は一般住宅の整備です。
申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。
農振農用区域除外です。

議 長 地元委員の意見ありませんか。

委 員 申請者の●●●●さんは母屋横に作業小屋があり、その小屋を移設し、一部農地を含め後継者住宅の建設をするため、農地転用を申請されました。
申請地は、東側は道路、西北側は畑、南側は宅地となっております。
生活排水は浄化のうえ東側の水路に排水し、雨水も東側の水路に排水されます。
今回、一部農地が該当することで申請を依頼しましたが申請前に住宅を建てられました。
これについては始末書が添付されております。
審議のほどよろしく願います。

議 長 これに対して異議ありませんか。
異議ない方は挙手をお願いいたします。

全委員 （全員挙手）

議 長 異議なしと認め申請番号12を決します。
議案第9号農地法第4条第1項について、申請番号9から申請番号12を異議なしと決します。
続いて議案第10号、農地法第5条第1項について事務局から説明を求めます。
申請番号42、43、申請番号52は関連がありますからあわせて議案としてしたいと思いますので一括して説明してください。

局 長 25ページになります。
議案第10号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について14件説明します。
申請番号42と、28ページの申請番号52につきましては借主が●●●●、申請番号43は譲受人が●●●●です。
内容は資材置場の整備です。

本3件の申請地が農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。

農振除外区域見込みです。

議 長 地元委員の意見は、私の方から申し上げます。

●●●●という会社は林業と、●●地域において農地の利用権の設定をされ、かなりの農地集積をされている法人です。

林業の機械，農機具等，資材置き場が非常に手狭になってきてということで申請されました。

よろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長 これに対して異議ありませんか。

異議ない方は挙手をお願ひいたします。

全委員 （全員挙手）

議 長 異議なしと認め申請番号42，43，52を決します。

続いて申請番号44の説明を求めます。

局 長 申請番号44，譲受人が●●●●さん。

内容は共同住宅の建築です。

申請地は都市計画法の用途地域にあることから第3種農地と判断されます。

議 長 地元委員の意見ありませんか。

委 員 この農地の所有者の●●●●さんと●●●●さんは耕作を行っておらず，今後も耕作予定はなく後継者も不在です。

休耕地が継続することは好ましくなく有効活用を考えていたところ，●●●●さんより共同住宅建設による賃貸経営の申し出があり，この度の申請となりました。

この土地の造成整地によって法面は特に被害を生ずる恐れがないので現状法面のまま使用します。

周辺農地の日照，通風等に支障ないため防除措置は致しません。

用水は公共上水道，排水計画として，雨水は水利へ放流，溜枘を利用されます。

汚水，生活雑排水は公共下水道へ排水されます。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 これに対して異議ありませんか。

異議ない方は挙手をお願ひいたします。

全委員 （全員挙手）

議 長 異議なしと認め申請番号44を決します。

続いて申請番号45の説明を求めます。

局 長 申請番号45，譲受人が●●●●さん。

申請内容は太陽光発電設備の設置です。

申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性に応じてあることから第2種農地と判断されます。

再生可能エネルギー発電事業変更計画認定済です。

農振農用地区域除外見込みです。

議長 地元委員の意見はありませんか。

委員 ●●●●さんはご高齢になられ、家の前の田んぼも耕作ができないと言われていましたが、太陽光発電の候補地として話があり設置に踏み切ることを考えられました。雨水等は現状排水路に流れるため問題なく、周辺農用地にも影響はないと考えられます。

草刈等の維持管理は草刈の専用隊に依頼され特に問題はないと考えられます。

地元への説明も完了されており支障はないとのことでした。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長 これに対して異議ありませんか。
異議ない方は挙手をお願いいたします。

全委員 (全員挙手)

議長 異議なしと認め申請番号45を決めます。
続いて申請番号46の説明を求めます。

局長 申請番号46、譲受人が●●●●さん。
内容は太陽光発電設備の設置です。
申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。
再生可能エネルギー発電事業変更計画認定済です。
農振農用地区域除外区域です。

議長 地元委員の意見はありませんか。

委員 ●●●●さんも同じくご高齢になられ耕作をし続けることができないという状況の中で、先ほどの申請番号45と同様に太陽光発電の話があり商談に応じられました。この周辺はほとんどが棚田になっており、堤係で耕作を続けられていた圃場です。雨水等の処理について問題ございませんし、周辺農地にも影響がなく地域への説明も完了しており問題はないと考えます。
ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長 これに対して異議ありませんか。
異議ない方は挙手をお願いいたします。

全委員 (全員挙手)

議長 異議なしと認め申請番号46を決めます。
続いて申請番号47の説明を求めます。

局長 申請番号47，譲受人が三次市長。
内容は街区公園の整備です。
申請地は都市計画法の用途地域内にあることが第3種農地と判断されます。

議長 地元委員の意見ありませんか。

委員 この土地は旧農免道路から入った10m位のところで両サイドは住宅です。
現状写真は農地に見えないですが、これは顛末書をつけての申請になっております。
平成30年7月の豪雨によって家屋，農地が被災し浸かって、ヘドロ状態になりましたが現在は住宅を解体した後，整地が行われています。
この土地を●●●●さんが三次市に寄付して地域公園を作って頂くようお願いされ、三次市が取組みを計画されております。
道路際に駐車場を併設し，種々運動できる運動場と公園が計画されております。
審議をお願いいたします。

議長 これに対し異議ありませんか。
異議ない方は挙手をお願いいたします。

全委員 （全員挙手）

議長 異議なしと認め申請番号47を決めます。
続いて申請番号48の説明を求めます。

局長 申請番号48，借主が●●●●さん。
内容は資材置き場及び駐車場の整備です。
申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性が低い農地であることから第2種農地と判断されます。
農振農用地区域外見込みです。

議長 地元委員の意見ありませんか。

委員 申請人の●●●●さんは建築業をされており，事業拡大に伴い資材置場，倉庫が手狭になり他を探しておられたところ，漏水や石が多いなどの条件が悪く，長年耕作されてない当農地を申請されました。
許可後，軽トラ，トップカー等，仕事で使う機械を置く簡易倉庫を建てられます。
南側は進入路，西側は国道，北と東側は農地になります。
農地に面した土羽は土を叩いて土砂の流出等で周辺農地に迷惑をかけないようにされます。
雨水は西側の水路に排水されます。
許可前に砂利を敷いたということで始末書が添付されています。
審議のほどよろしく申し上げます。

議長 これに対し異議ありませんか。
異議ない方は挙手をお願いいたします。

全委員（全員挙手）

議長 異議なしと認め申請番号48を決します。
続いて申請番号49の説明を求めます。

局長 申請番号49、譲受人が●●●●●，内容は分譲住宅用地です。
申請地は都市計画法の用途地域内にあることから第3種農地と判断されます。

議長 地元委員の意見ありませんか。

委員 譲受人さんが本申請地を買受けて分譲住宅用地を計画しておられます。
転用によって生ずる付近の土地、作物、家畜等への被害の防除施設として、道路は西側、東側は水路、南側は宅地予定地、北側は圃場となっております。
申請地への侵入路として南側に道路を設け、下水道本管を埋設し、各区画に公共樹を設置し生活雑排水を放流されます。
上水道を位置指定道路へ埋設し各区画に引き込みます。
雨水は東側及び西側の側溝へ排水されます。
申請地は東西南北各側面にコンクリート擁壁を設け、農地及び水路への土砂流出を防止されます。
工事施工にあたっては周辺地域に被害を及ぼさないよう注意をされます。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 これに対し異議ありませんか。
異議ない方は挙手をお願いいたします。

全委員（全員挙手）

議長 異議なしと認め申請番号49を決します。
続いて申請番号50と申請番号51は関連がありますので一括して議案します。
事務局から説明してください。

局長 申請番号50と申請番号51は譲受人が●●●●●，内容は太陽光発電設備の設置です。
本2件の申請は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。
再生可能エネルギー発電事業計画認定済です。

議長 地域委員の意見ありませんか

委員 この農地は耕作されてはいませんが管理されている土地です。
農機具も大型が入るような道でなく、高齢化から耕作ができなくなるので太陽光の●●●●●と協議され了承されました。
周囲に対して影響はないものと思われます。
対策としてはフェンスを張り、防草シートを張って設置されます。
草刈等、設備点検は定期的に行いますので周囲への影響はないと思いました。
この土地の繋がりとして、道路の上方もこの会社が太陽光発電を設置されています。
よろしくお願い致します。

議 長 これに対し異議ありませんか。
異議ない方は挙手をお願いいたします。

全委員 (全員挙手)

議 長 異議なしと認め申請番号50は許可妥当として処理諮問致します。
申請番号51も決めます。
続いて申請番号53と54は関連がありますからあわせて議案としたいと思います。
事務局から一括して説明を求めます。

局 長 申請番号53と、申請番号54は譲受人が●●●●で、内容は太陽光発電設備の設置
です。

本2件の申請は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。

なお、本件は新電力事業者に直接売電する計画であり、再生可能エネルギーの固定価格買取制度を定めた制度の適用を受けないため、経済産業省の認定を必要としないものです。

農振農用地区域除外見込みです。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

委 員 この2件につきまして、所有者は農業後継者がおられず太陽光発電施設を設置されます。
近隣は既に太陽光発電施設が設置されています。

3年ぐらい前に圃場整備田への太陽光発電設置はどうだろうかという相談を受けた
こともあります。

営農型でいきますと、条件としてパネルの柱をかなり高い施設にしないと営農出来ないということもあって非常に難しいとお伝えしました。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長 これに対し異議ありませんか。
異議ない方は挙手をお願いいたします。

全委員 (全員挙手)

議 長 異議なしと認め申請番号53、申請番号54を決めます。
続いて申請番号55の説明を求めます。

局 長 申請番号55、譲受人が●●●●、内容は資材置場と駐車場の設置です。
申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地判断されます。

議 長 地元委員の意見ありませんか。

委 員 この場所は三次森林組合が築営した場所です。
写真は駐車場が森林組合で、その向こうは元リース屋でしたが現状は資材置場です。

道路を挟んだこの場所を駐車場として使われます。

申請は譲渡人が資材置場、駐車場の用地を移転する目的で●●●●さんと合意し転用申請になりました。

造成高さは1メートルぐらい造成されます。

駐車場の方は真砂土を入れて使われます。

周辺の農地、周囲の皆さんに迷惑をかけることはございません。

ご審議のほどよろしく願いをいたします。

議長 これに対し異議ありませんか。
異議ない方は挙手をお願いいたします。

全委員 (全員挙手)

議長 異議なしと認め申請番号55を決します。
議案第10号農地法第5条第1項について申請番号42から申請番号49、そして申請番号51から申請番号55を異議なしと決し、請番号50を許可妥当として書類諮問いたします。
続いて議案第11号、農地利用集積計画について事務局から説明を求めます。

局長 議案第11号、農用地利用集積計画案について説明いたします。
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を策定したいのでご承認頂きますようよろしくお願い申し上げます。
54ページの農用地利用集積計画集計表をご覧ください。
農地中間管理権の取得を伴わない貸借権設定が45件で、面積が161,797㎡です。各申請につきましては議案書の31ページから53ページをご一読ください。

議長 質問はありますか。
それでは議案第11号、農用地利用集積計画について異議ございませんか。
異議ない方は挙手をお願いいたします。

全委員 (全員挙手)

議長 異議なしと認めます。
議案第11号、農地利用集積計画について承認することに決します。
続いて議案第12号、「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検評価(案)」及び「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)」について事務局から説明を求めます。

局長 55ページ議案第12号、「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)」及び「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)」についてご説明いたします。
ご承認よろしく願いいたします。
内容につきましては森井主査より報告します。

事務局 内容をご説明申し上げます。
「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検、評価」と、「令和3年度の目標及び、その達成に向けた活動計画」を定めようとするものです。

「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検、評価」では、農地法第3条、第4条、第5条申請に関して複数の農業委員による現地調査や、総会等において審査基準のすべての項目毎、申請書等に記載された内容が当該審査基準に適合するか否かの判断を区分毎に実施し、適正な審査業務を実施していることや、人農地プランの作成に向けた地域の話し合いへの参加、担い手への農地集積に向けた活動、遊休農地の解消などの取組み取組み結果を件数とともに記載しています。

「令和3年度の目標及び、その達成に向けた活動計画」では現在、農林業センサス2020の公表が県レベルまでの数値のみが公表され、市町の経営数値が公表されていないことから農家農地等の概要の数値については、農林業センサス2015での数値を入れていきます。

来年度の目標及びその達成に向けた活動の点検評価において、改めて農林業センサス2020の数値を入れさせていただき、評価させていただきたいと思います。

令和3年度の目標上、その達成に向けた活動計画では市農業委員会の法令業務以外に地域の実情に応じて農地の利用意向調査や人・農地プラン作成への参画など、各地域の話し合いに積極的に参加することで農地の有効利用を促進するとともに、意欲ある多様な農業者を育成確保するための活動や、農地の利用集積を推進するための活動に取り組むことを明記しています。

さらに遊休農地の解消、違反、違反転用の是正等にかかる取り組みを適正に実施して参ります。

議長 質問等があればどうぞ。

それでは議案第12号「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動点検評価(案)」、及び、「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)」について異議ございませんか。

異議ない方、挙手をお願いいたします。

全委員 (全員挙手)

議長 異議なしと認めます。

議案第12号、「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検評価(案)」及び「令和3年度の目標及びその達成に向けた、活動計画(案)」について承認することに決めます。

以上で令和3年度第2回農業委員会総会議案の審議のすべてを終了いたしました。